

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書

( 第 2 回 定 例 会 )

廿 日 市 市



### 第3回廿日市市議会議案説明書目次

報告第10号	専決処分事項の報告について	1
報告第11号	専決処分事項の報告について	3
議案第56号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	5
議案第57号	廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等 の一部を改正する条例	9
議案第58号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例	13
議案第59号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	15
議案第60号	廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関す る条例の一部を改正する条例	17
議案第61号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	19
議案第64号	工事請負契約の締結について	21
議案第65号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更に ついて	23
議案第66号	財産の取得について	25
議案第67号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	27
議案第68号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	29
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	31



(報告第10号)

専決処分事項の報告について  
(工事請負契約の変更について)

(契 約 課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第68号により契約を締結することについて議決を得た深江雨水幹線築造工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	増 加 額
355,320,000円	367,245,900円	11,925,900円

3 専決処分年月日

平成25年4月23日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。



(報告第 1 1 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

平成 2 5 年 4 月 2 4 日公協石油化学株式会社の従業員が、同社が管理する普通特種自動車を運転して、廿日市市大野字戸石川地内の市道中山戸石川線を進行中、普通河川に架かるコンクリート製のふたが破損し、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 1 4, 4 5 0 円

債権者 岡山県岡山市東区中尾 1 2 6 番地 4

公協石油化学株式会社

代表取締役 小 川 大 志

3 専決処分年月日

平成 2 5 年 5 月 3 0 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を

決定すること。

5 参照法令

国家賠償法

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。



(議案第56号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率(100分の2.1)を乗じて得た率を加算する措置を講じる。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講じる。

(ア) 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長する。

(イ) 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額(当該金額が81,900円を超える場合には、81,900円)とする。

ウ 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする。

エ 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額（当該金額が81,900円を超える場合には、81,900円）とする。

(2) 延滞金の割合の特例

当分の間、延滞金の割合を次のとおり引き下げる特例措置を講じる。

区 分	現 行	改 正 案
納期限後1月以内の場合	特例基準割合（前年の1月30日を経過する時における商業手形の基準割引率＋年4％）が年7.3％の割合に満たない場合には、特例基準割合	特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合＋年1％。以下同じ。）が年7.3％に満たない場合には、当該特例基準割合に年1％を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％を超える場合には、年7.3％の割合）

納期限後1月 を超える場合	年14.6%	特例基準割合が年7.3% に満たない場合には、 特例基準割合に年7.3% を加算した割合
------------------	--------	---

(3) その他必要な規定の整理を行う。

## 2 施行期日

平成26年1月1日。ただし、1の(1)のイ及びエの改正規定については平成27年1月1日

## 3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。



(議案第57号)

廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

財 政 課  
高 齢 介 護 課  
保 険 課  
下 水 道 経 営 課  
住 宅 営 繕 課

1 改正の理由

地方税法の一部が改正され、延滞金の割合が見直されたことに伴い、延滞金の割合について同法に準じた措置を講じるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる条例の一部改正

- ア 廿日市市分担金等の督促及び延滞金徴収条例
- イ 廿日市市介護保険条例
- ウ 廿日市市後期高齢者医療に関する条例
- エ 廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例
- オ 廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例
- カ 廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例
- キ 廿日市市福祉住宅設置及び管理条例

当分の間、延滞金の割合を次のとおり引き下げることとする。

区 分	現 行	改 正 案
納期限後1月以内の場合	特例基準割合（前年の1月30日を経過する時における商業手形の基準割引率＋年4％）が年7.3％の割合に満たな	特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12

	い場合には、特例基準割合	で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+年1%。以下同じ。)が年7.3%に満たない場合には、当該特例基準割合に年1%を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)
納期限後1月を超える場合	年14.6%	特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、特例基準割合に年7.3%を加算した割合

- (2) 廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正  
 当分の間、延滞金の割合を次のとおり引き下げることとする。

区 分	現 行	改 正 案
納期限後1月以内の場合	年7.25%	特例基準割合(各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合+年1%。以下同じ。)が年7.25%

		に満たない場合には、当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.25%を超える場合には、年7.25%の割合）
納期限後1月を超える場合	年14.5%	特例基準割合が年7.25%に満たない場合には、特例基準割合に年7.25%を加算した割合

(3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成26年1月1日

4 根拠法令

地方自治法

第231条の3

- ② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

都市計画法

第75条

- ④ 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。





(議案第58号)

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(保 險 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成26年1月1日

3 根拠法令

議案第56号説明書に同じ。



(議案第 59 号)

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

(維持管理課)

1 提案の要旨

新たに自転車駐車場を設置することに伴い、次のとおり当該自転車駐車場の名称及び位置を定めようとするものである。

名 称	位 置
広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市廿日市二丁目 9 6 6 番地 2 1

2 施行期日

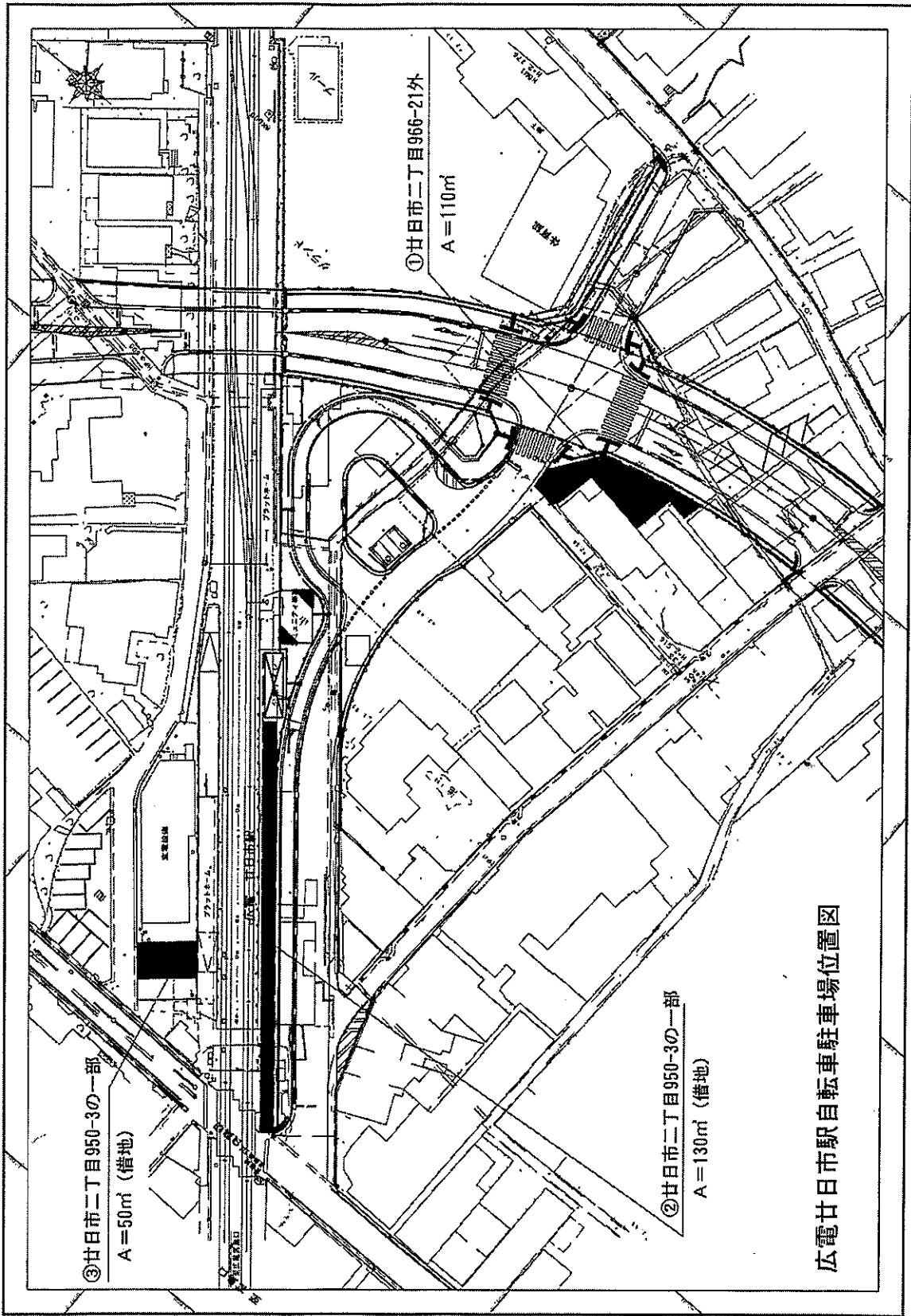
平成 25 年 9 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。





広電廿日市駅自転車駐車場位置図



(議案第60号)

廿日市市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

(建築指導課)

1 改正の理由

下平良二丁目地区地区計画の区域拡大による都市計画決定の変更に伴い、当該地区整備計画区域内における建築物等の制限などに関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 区域拡大に伴い、建築物の外壁等の位置の制限を変更する。
- (2) 計画地区について既存の商業地区の名称を改め、拡大部分の商業地区を加えるとともに、拡大部分の商業地区の建築物に関する制限を次のように定める。
  - ア 建築物の用途の制限を行い、建築してはならない建築物を定める。
  - イ 建築物の敷地面積の最低限度を定める。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

建築基準法

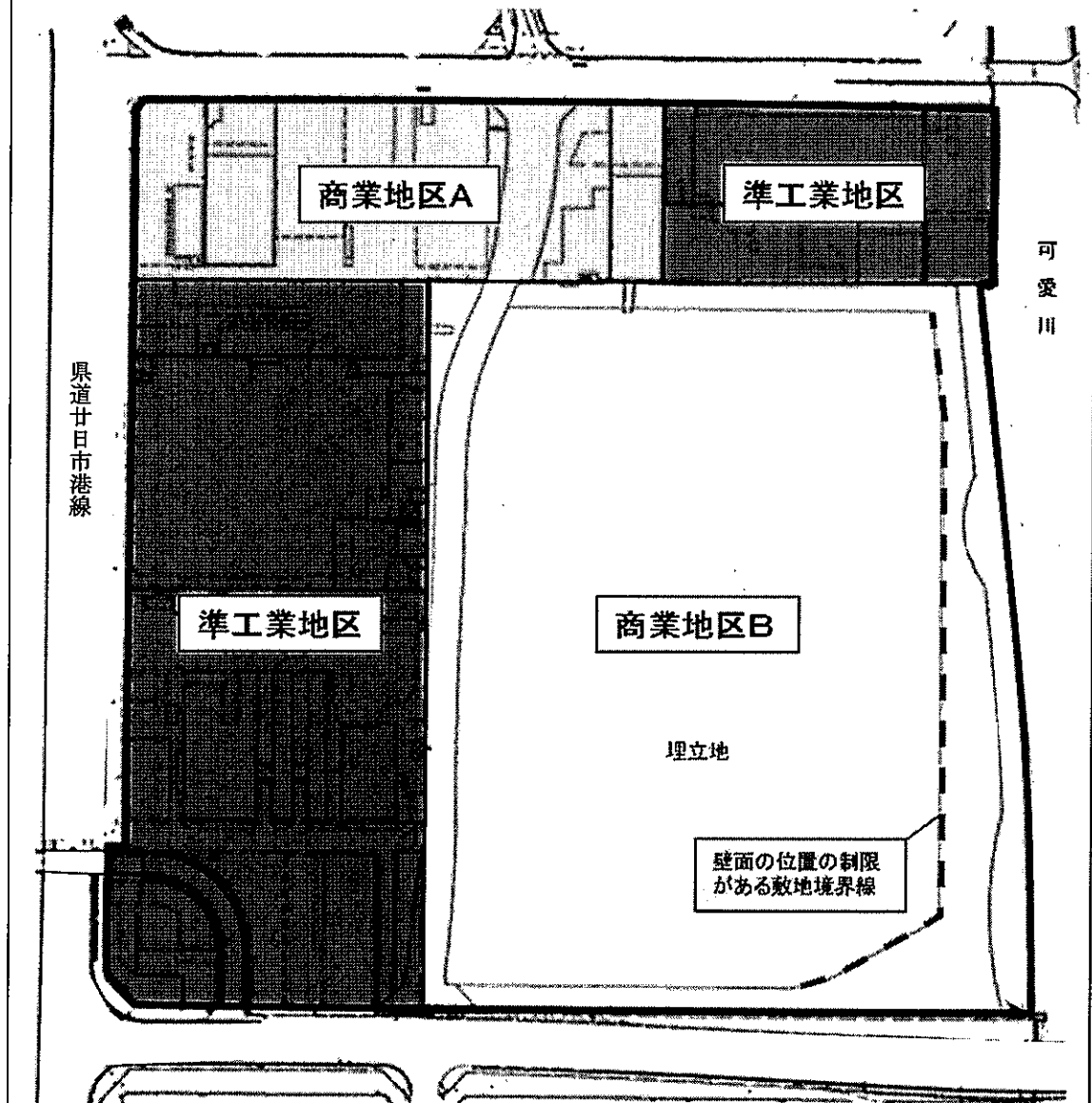
第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。





# 下平良二丁目地区地区計画 計画図

市役所(駐車場)



凡例	
	地区計画区域
地区整備計画区域	
	準工業地区
	商業地区A
	商業地区B



用途地域による建築物の用途制限及び「下平良二丁目地区地区計画」による制限の概要一覧表

用途地域内の建築物の用途制限 凡 例 ○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ■ 地区計画により制限をかける用途 ● 地区計画により一部の制限をかける用途	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	近隣	商業	商業	商業	準工業	準工業	工業	工業	備考
	低層住居専用地域	低層住居専用地域	中高層住居専用地域	中高層住居専用地域	住居地域	住居地域	商業地域	商業地域A	商業地域B	準工業地域	準工業地域	工業地域	工業地域	
住宅、共同住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 1～2階を除き可能
寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下。
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 客席200未満 ② 客席10,000㎡以下
キャバレー、ナイトクラブ等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館、博物館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診療所、保育所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 1～2階を除き可能	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 600㎡以下	
葬祭場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下(2階以下) ② 3,000㎡以下
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 300㎡以下 2階以下
建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 600㎡以下 1階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下 2階以下
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下
畜舎(15㎡を超えるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、呉服、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、△ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・原動機を使用する工場で作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ● 店舗に付帯するものは150㎡以下まで可能、単独は50㎡以下まで可能 ・作業内容による規制あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・原動機を使用する工場で作業場の床面積 ①150㎡以下 ● 店舗に付帯するもののみ150㎡以下まで可能 ・作業内容による規制あり
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 一定の金属の工作、一定の塗料に関する作業、機械のこごりを使用する加工のみ可能
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 ● 店舗に付帯するものは300㎡以下まで可能、単独は150㎡以下まで可能 ・原動機の制限あり
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下(2階以下) ② 3,000㎡以下
	量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	● 店舗に付帯するもののみ可能
	量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都市計画区域域内においては都市計画決定が必要

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。



(議案第 6 1 号)

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防法施行令の一部が改正されたことにより、条例で引用している同令の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 2 6 年 4 月 1 日

3 根拠法令

消防法

第 9 条の 2

- ② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。



(議案第64号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市地御前五丁目地内において施工する地御前1号幹線築造工事(その2)の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 地御前1号幹線築造工事(その2)

汚水管路施設工

工事延長 540.0メートル

推進工 内径 800ミリメートル

人孔工 1基

(2) 請負金額 187,110,000円

(3) 請負者 広島市安佐南区中筋三丁目27番26号

株式会社 田村建設

代表取締役 亀岡千治

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成26年3月31日まで

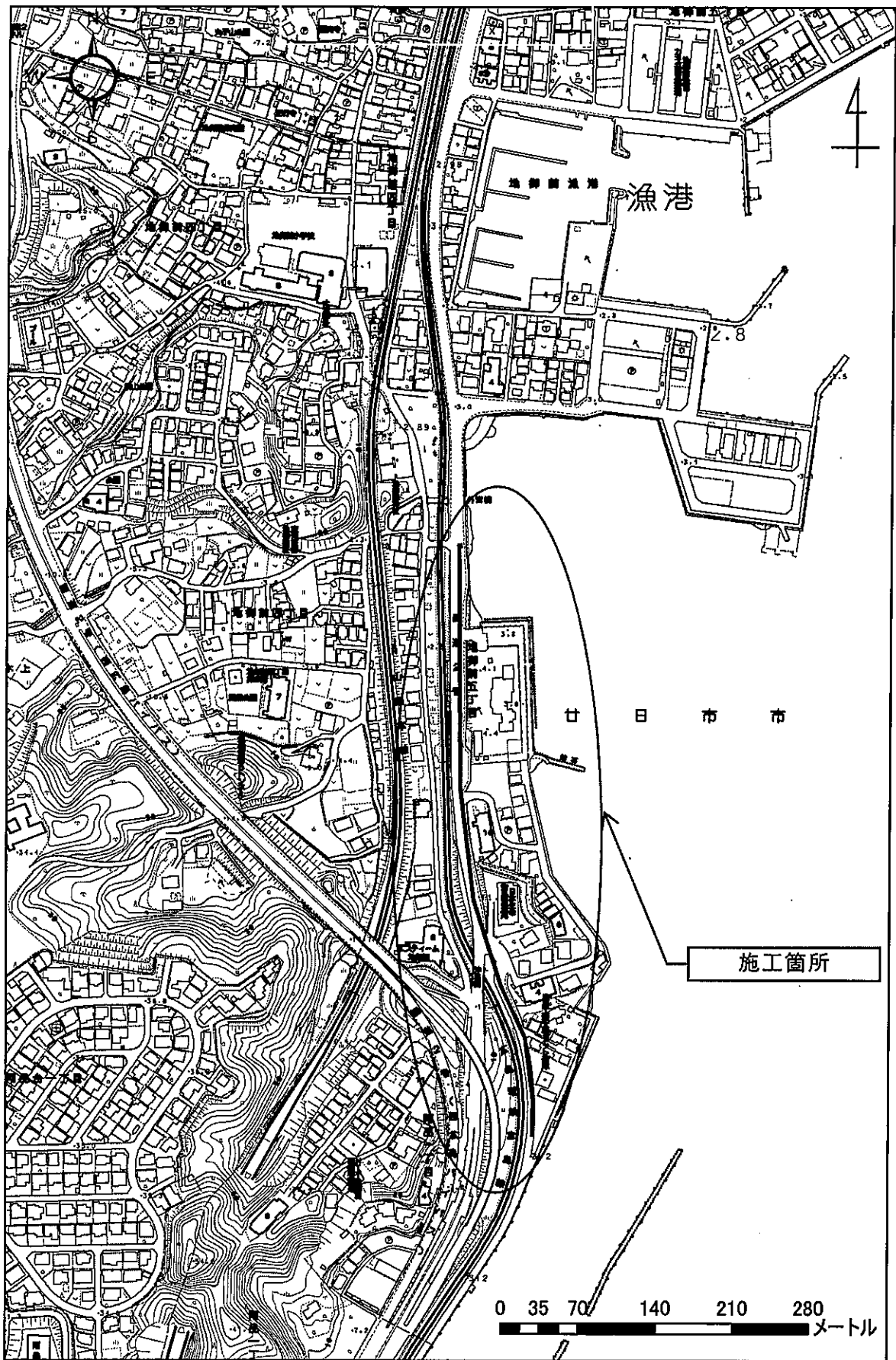
3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。





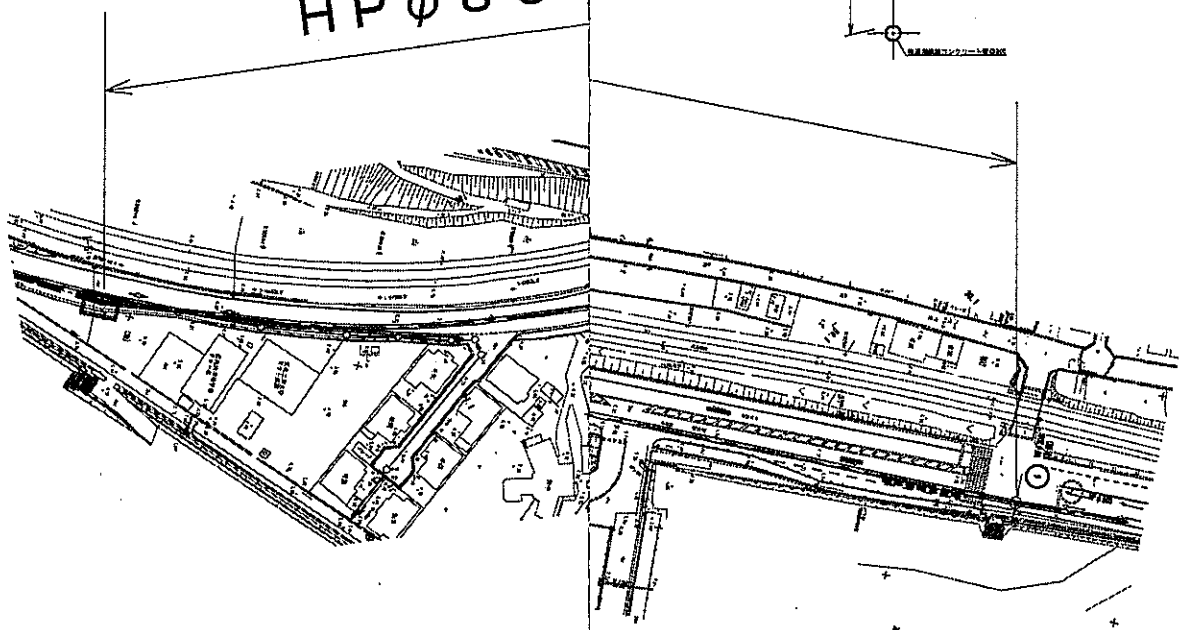
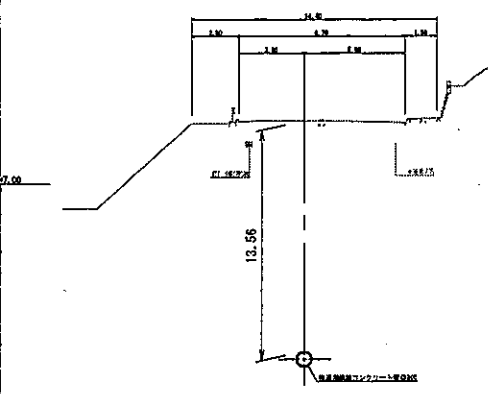




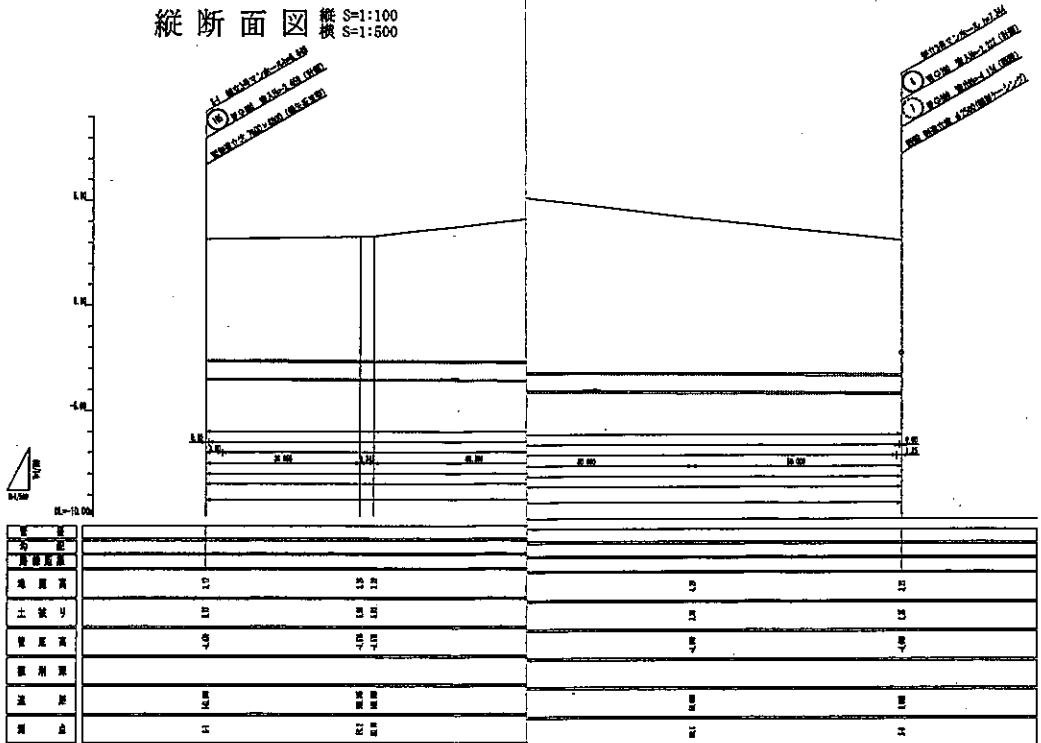
地御前1号幹線築造工事(そ)

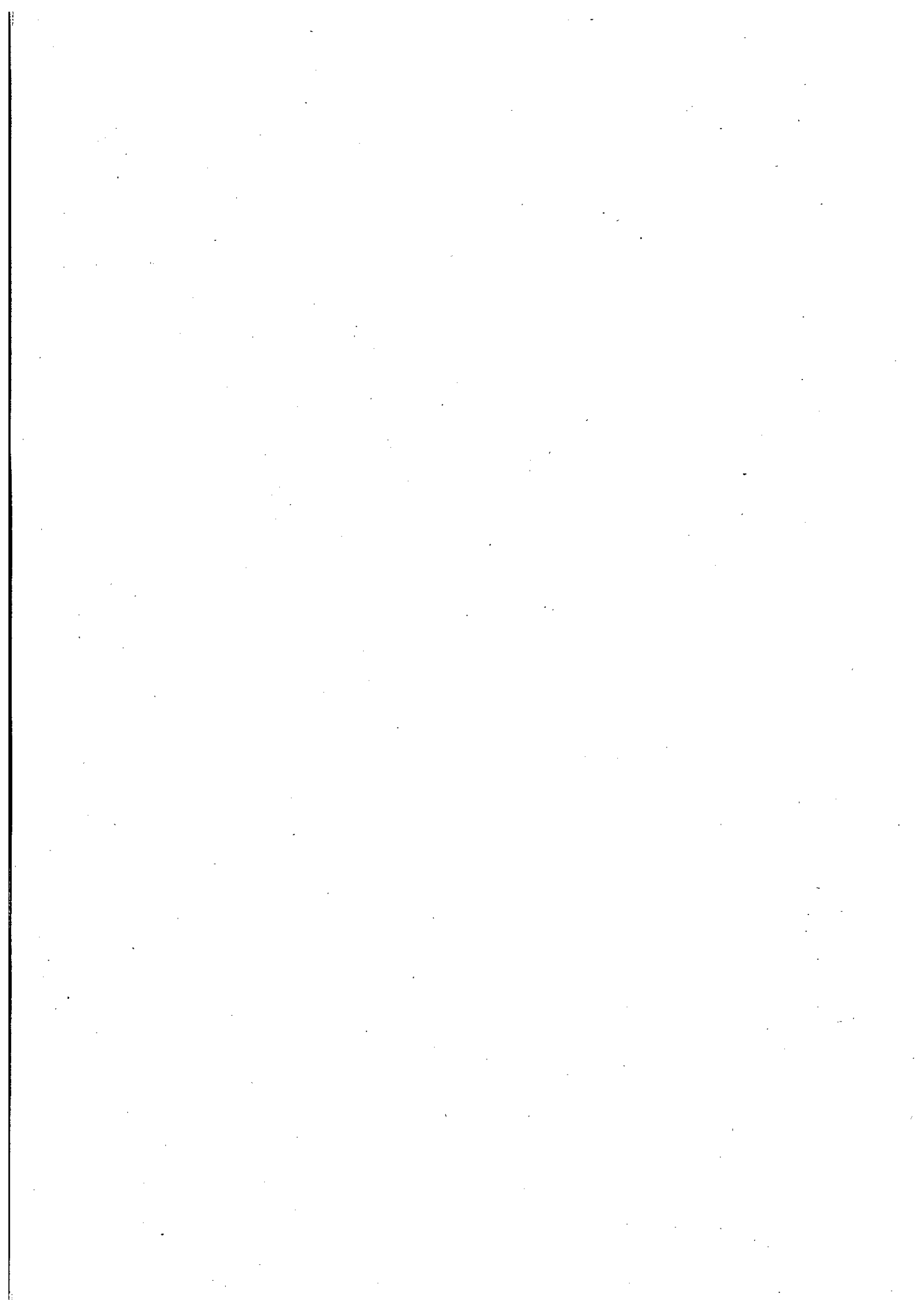
標準横断図

工事延長 L  
HPφ800



縦断面図 縦 S=1:100  
横 S=1:500

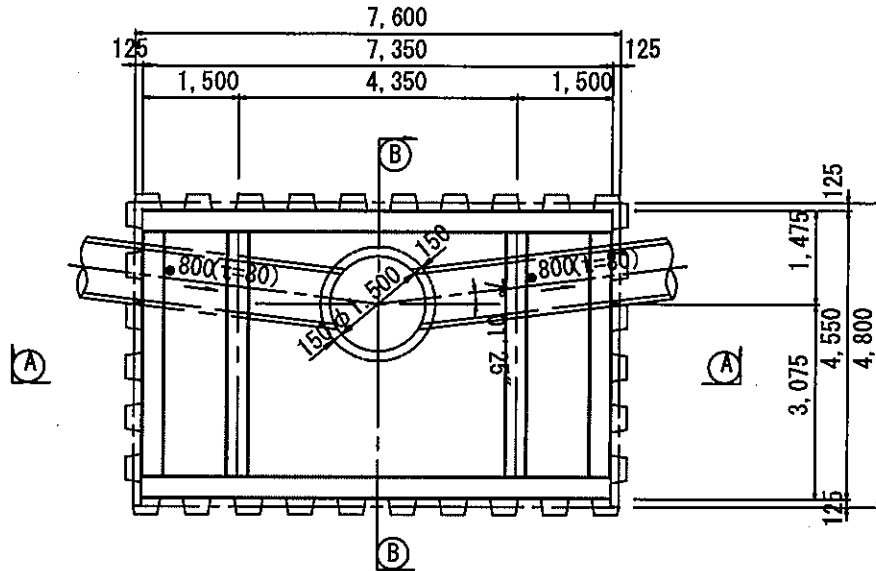




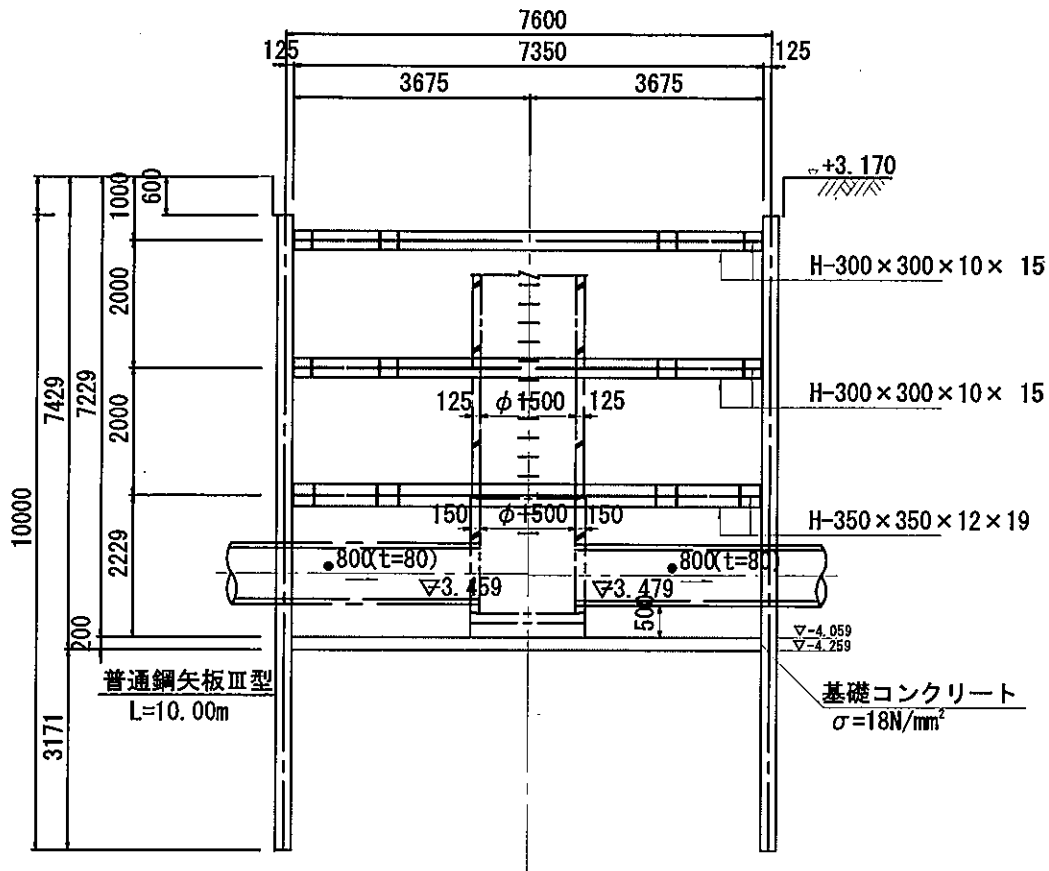
地御前1号幹線築造工事(その2)

S-1 発進立坑仮設図

平面図



A-A 断面





(議案第65号)

新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

(市民課)

1 提案の要旨

広島県の港湾修築工事により公有水面が埋め立てられ、廿日市市の区域内に新たに土地が生じたので、その旨を確認し、同地の付近の町の区域を変更し、同地をこれに編入する。

新 た に 生 じ た 土 地		編 入 す る 町
位 置	面 積	
廿日市市住吉一丁目84 8、849及び850に接 する護岸に接する潮まわし に接する堤防地先	1,799.83 平方メートル	廿日市市住吉一丁目

2 根拠法令

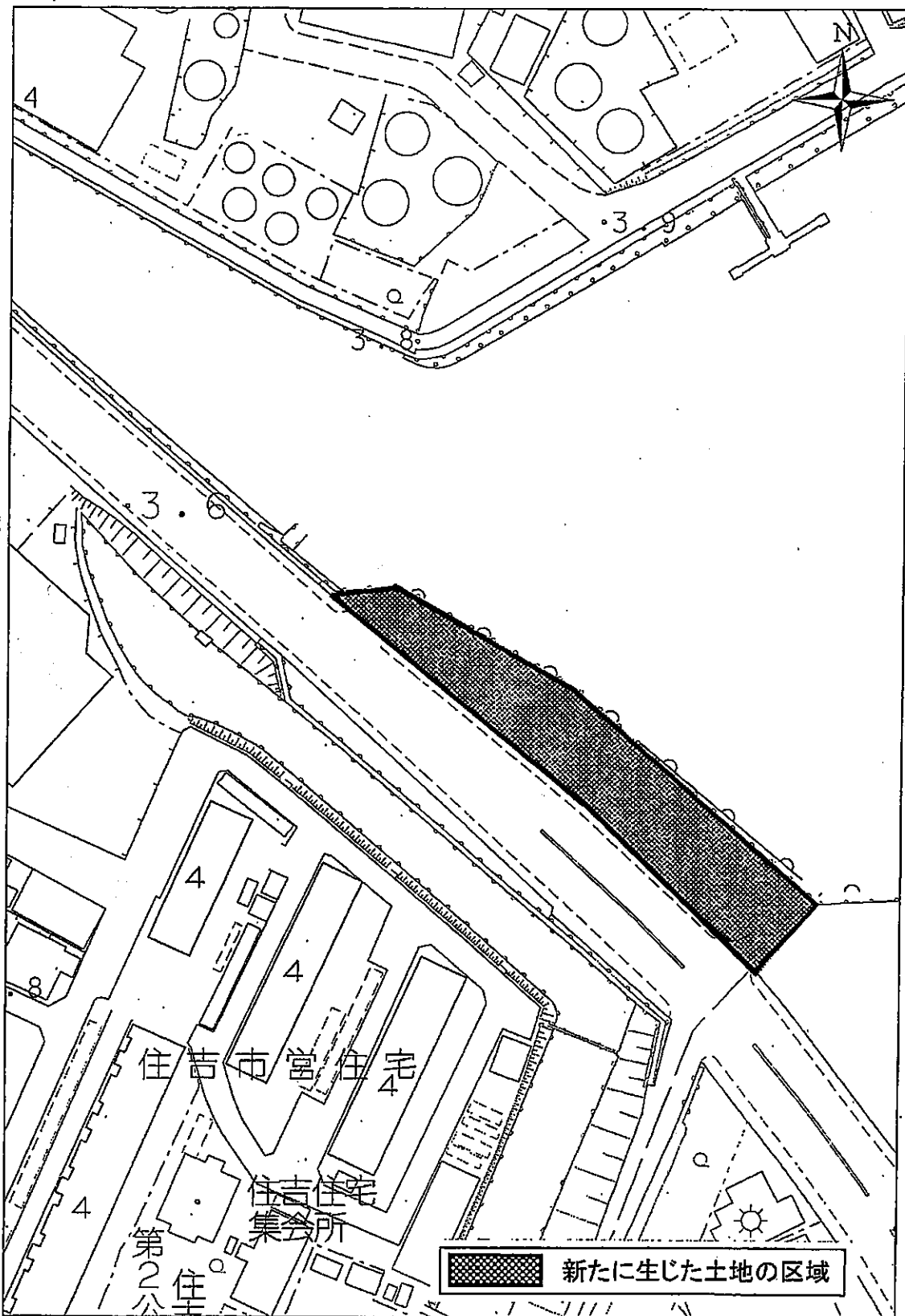
地方自治法

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。







1:1,000



(議案第66号)

財産の取得について

(消防本部)

1 提案の要旨

大野消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品名 救助工作車

数量 1台

3 取得価格 69,195,000円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 長田 豊

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第67号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 上村脩三委員及び山田延弘委員は、平成25年7月2日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

山 田 延 弘 (再任)

木 曾 忠 明 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 浦 紀 幸

上 村 脩 三

近 藤 昌 宏

山 本 正 博

山 田 延 弘

2 根拠法令

地方税法

第423条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。



(議案第68号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 大西利武委員は、平成25年6月25日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

大 西 利 武 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

大 西 利 武

山 川 肖 美

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

奥 典 道

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。





(諮問第2号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 西本タツ子委員、原いち代委員及び岡崎和生委員は、平成25年9月30日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

西 本 タツ子 (再任)

原 一 代 (再任)

岡 崎 和 生 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。



